

# 加古川市乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度） 実施事業者募集に関する説明会

令和7年11月20日 加古川市こども政策課

# 目次

- ❁ こども家庭庁が示す乳児等通園支援事業  
（こども誰でも通園制度）の概要について・・・ 3 ～ 15
- ❁ 加古川市における乳児等通園支援事業・・・ 16 ～ 21  
（こども誰でも通園制度）の実施について
- ❁ Q & A・・・ 22
- ❁ 参考・・・ 23

# こども家庭庁が示す 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)の概要について

# 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)概要

目的:全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化すること。

- ◎児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定され、令和8年度から、新たな給付制度として全ての自治体において実施することとされています。
- ◎本事業を実施するためには、市長の認可が必要で、加古川市が定める条例・規則に規定する基準を満たす必要があります。

# 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)概要

- 【対象】保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通園していない0歳6か月から満3歳未満児
- 【実施施設】保育所、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設、認可外保育施設、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
- 【実施方法】一般型…定員を別に設け、在園児と合同又は専用室にて行う  
余裕活用型…施設の空き定員の枠を活用して行う  
※保育所、地域型保育事業所、認定こども園のみ
- 【利用方法】定期利用…利用施設や日時を固定し、定期的に利用する方法  
柔軟利用…利用施設や日時は固定せずに、柔軟に利用する方法

# 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)概要

## 【実施方法のイメージ(例)】

### 一般型

年齢	施設定員	在籍児童数	こども誰でも通園制度の定員
0歳児	5	3	1
1歳児	10	10	2
2歳児	10	10	2

既存の「施設定員」とは別に、「こども誰でも通園制度の定員」を専用で設定するため、「在籍児童数」に関わらず、いつでもこの定員の受入れが可能です。

### 余裕活用型

年齢	施設定員	在籍児童数	こども誰でも通園制度の定員
0歳児	5	3	2
1歳児	10	10	0
2歳児	10	10	0

既存の「施設定員」から「在籍児童数」を引いた人数が「こども誰でも通園制度の定員」となるため、「在籍児童数」によって変動します。

# 設備運営基準

## 【根拠】

- ・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(こども家庭庁)
- ・加古川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
※上記の国基準に基づき、加古川市において定めたもの

12月定例会上程

## 【面積(こども1人あたり)】

- 0歳児及び1歳児…3.3平方メートル(乳児室は1.65平方メートル)
- 2歳児…1.98平方メートル

## 【職員配置基準】

- 0歳児…3人につき1人以上
- 1歳児及び2歳児…6人につき1人以上

# 設備運営基準

## 【職員配置基準(続き)】

### 一般型

- 保育士又は乳児等通園支援研修修了者を2人以上配置しなければならない。(1/2以上は保育士)
- ただし、以下の場合、1人とすることができる。
  - \* 保育所等と一体的に運営され、当該保育所等の職員による支援を受けることができ、かつ、乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
  - \* 利用人数が3人以下であり、保育所等の在園児と合同で実施され、かつ、当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

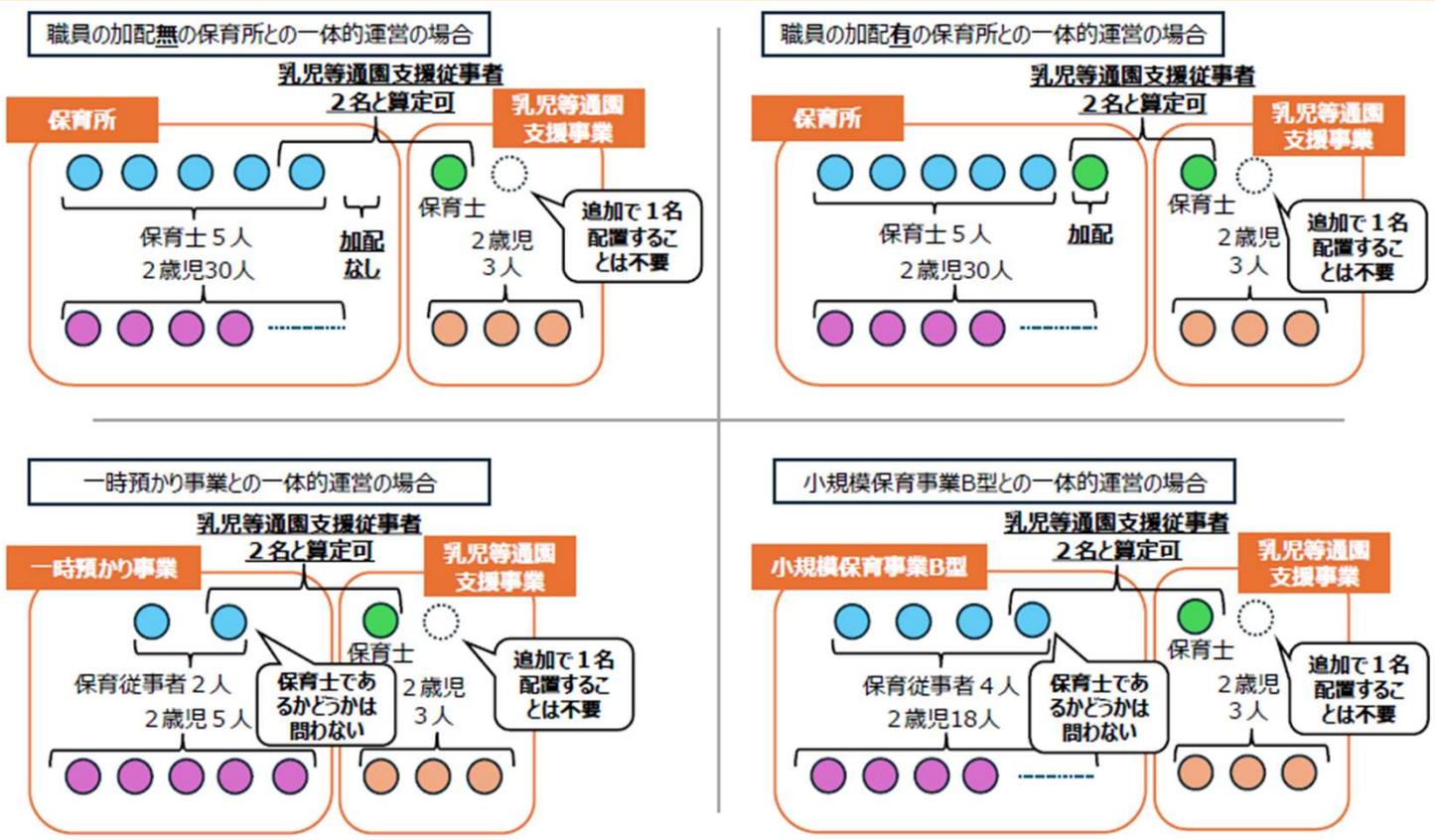
### 余裕活用型

施設または事業所の区分に応じる。

# 設備運営基準

保育所等と一体的に乳児等通園支援事業を運営する場合の職員配置イメージ

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」  
(R7.2.14こども家庭庁)より抜粋



# 単価及び加算 ※公費分(市から事業者へ支払い)

## 【単価】

年度当初の年齢	単価(こども一人1時間あたり)
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円

## 【加算】

対象	加算(こども一人1時間あたり)
障がい児	400円
医療的ケア児	2,400円
要支援家庭の子ども	400円

令和7年度の金額です。  
令和8年度については、  
国より公定価格が示さ  
れる予定です。

# 利用料及び減免

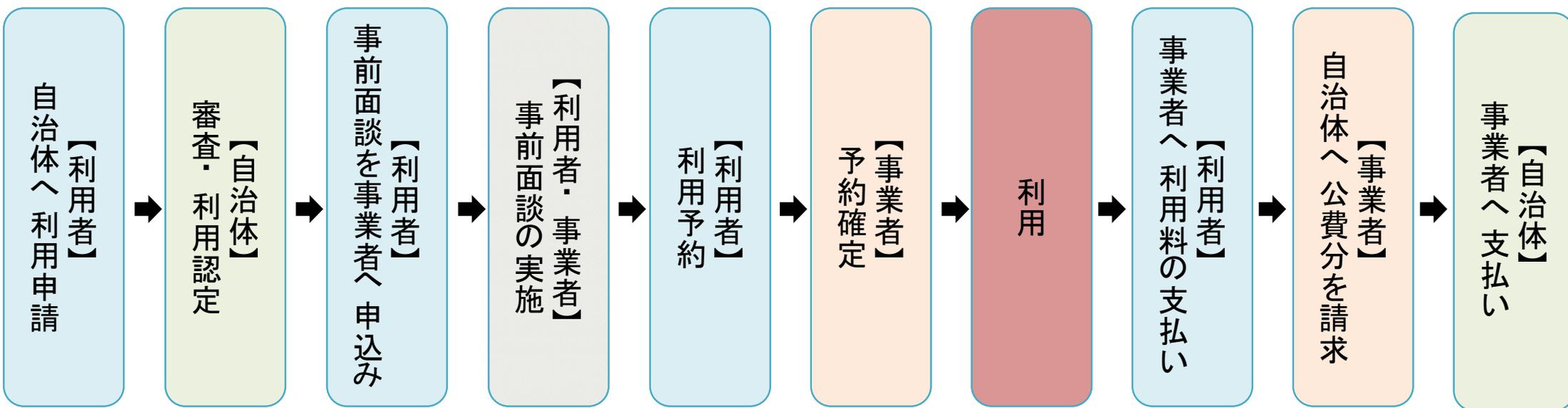
【利用料】※事業者が利用者から直接徴収  
こども一人1時間あたり300円

【減免】※減免した利用料金分については、市から事業者に支払います。

令和7年度の金額です。  
令和8年度については、  
国より基準が示される  
予定です。

対象	減免 (こども一人1時間あたり)
生活保護世帯	300円
市町村民税非課税	240円
市町村民税77,101円未満	210円
要保護児童対策地域協議会に登録された 要支援児童及び要保護児童のいる世帯等	150円

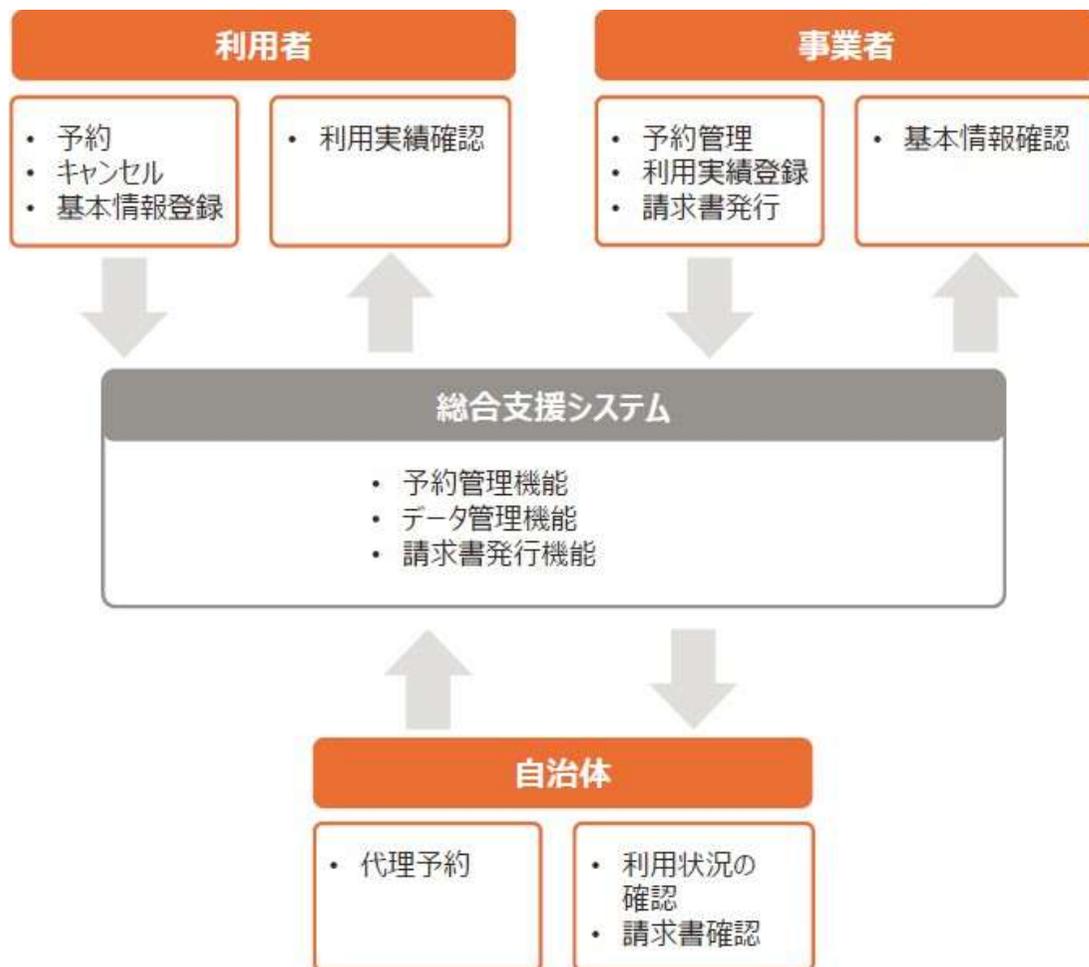
# 利用の流れ



# 総合支援システムについて

## システム利用イメージ①

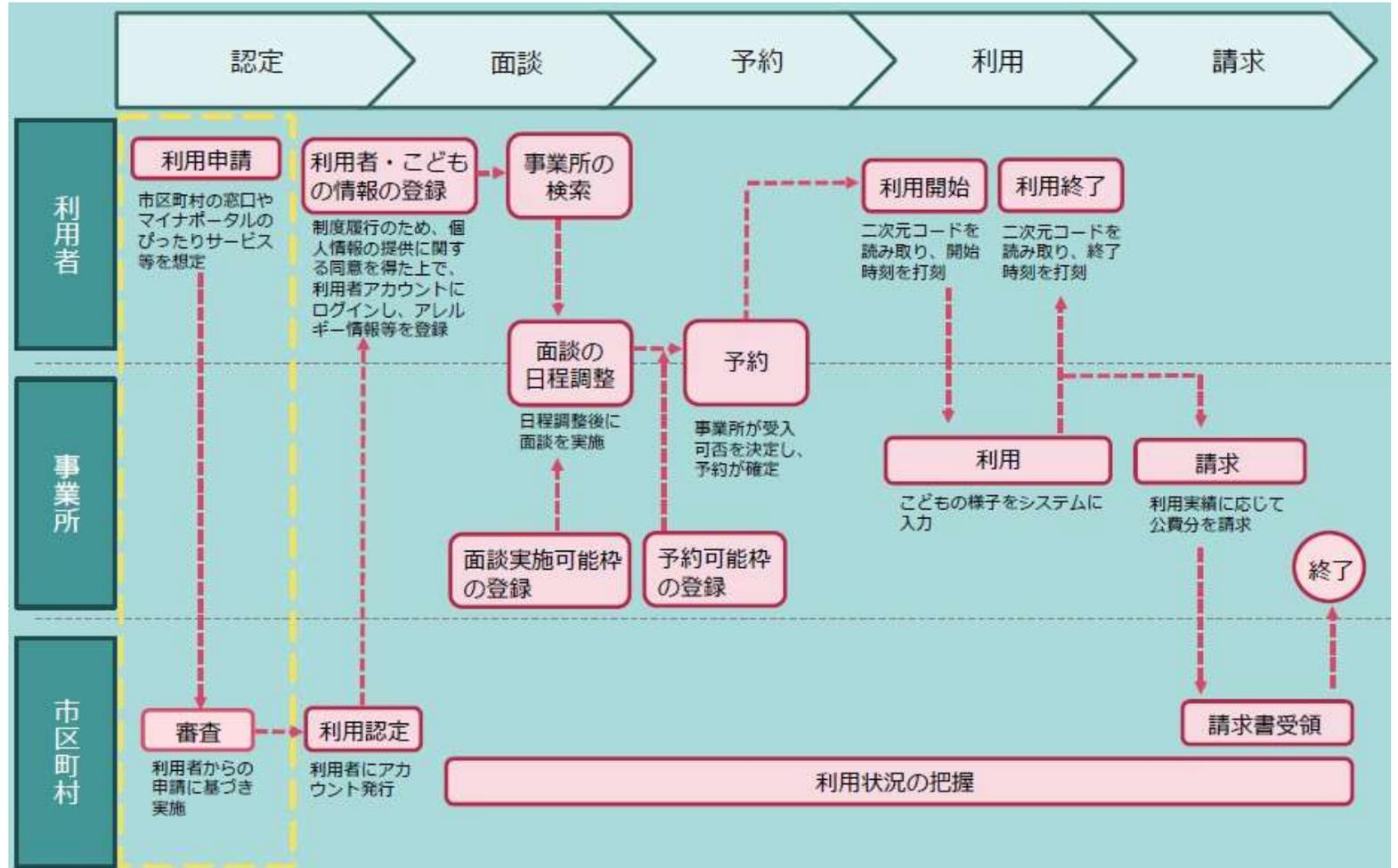
「こども誰でも通園制度総合支援システム  
利用マニュアル」(2025.6.18こども家庭庁  
)より抜粋



# 総合支援システムについて

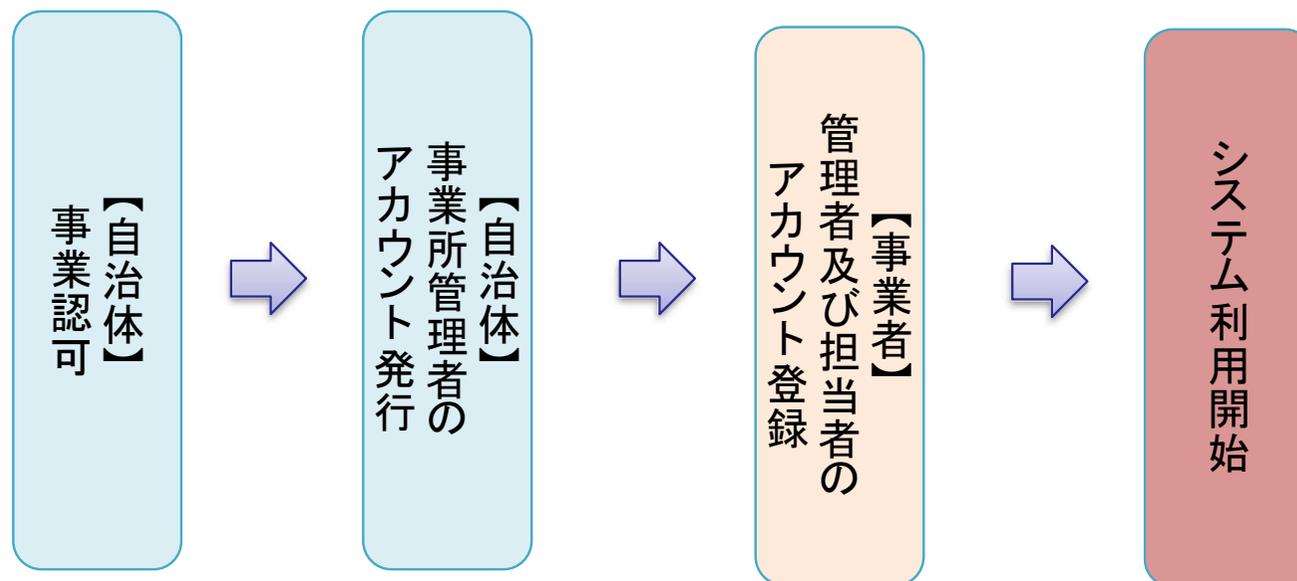
## システム利用イメージ②

「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会(第3回)資料5」(2024.10.30 こども家庭庁)より抜粋



# 総合支援システムについて

事業者がシステム利用可能になるまでの流れ



管理者と担当者のアカウントを作成するため、  
2つ以上のメールアドレスが必要です。

# 加古川市における 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)の実施について

# 募集概要

【加古川市の利用児童数・利用時間数見込み(令和8年度)】

利用児童数：750人

利用時間数：5,086時間/月

【スケジュール】 ※変更となる場合がありますので、市ホームページをご確認ください。

令和7年 11月20日	事業者向け説明会、質問受け
12月下旬	募集要項公表
令和8年 1月中旬	公募開始(募集期間は7~10日間程度)
2月初旬	書類審査、修正依頼
3月初旬	選考委員会(書類審査)
3月下旬	実施事業所認可、総合支援システムのアカウント発行 対象児童の認定開始
4月1日~	事業開始

# 募集概要

## 【応募資格】

市内において、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等を運営している事業者

## 【利用可能時間】

こども一人あたり月10時間まで

実施方法(受入れる年齢、定員、時間、一般型か余裕活用型か、定期利用か柔軟利用か等)については、施設の運営体制等から、事業所ごとに検討し、決定することが可能です。

# 募集定員(量の見込み)

国が示す「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」を基に、本市  
独自で実施した保護者アンケート結果を勘案して算出

<必要定員数>

(単位:人/月)

各年度の量の見込み	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳児	7	6	6	6
1歳児	14	14	14	13
2歳児	8	8	8	8

こども一人あたり月10時間利用で試算

# 募集準備

## 【事業認可に必要な手続き】

- 認可申請にあたっての提出書類は本日配布している「乳児等通園支援事業等認可申請の必要書類(R7.11時点案)」のとおりです。
- 募集要項や様式については12月下旬頃に市ホームページに公開予定です。
- 申請にあたっては変更予定の定款・寄附行為や運営規程案が必要です。申請までの間に予め作成してください。

※現時点の内容のため、今後、国の通知等により変更となる可能性があります。

# Q&A

- ◎全国で寄せられた質問を基に作成したQ&A(R7.11.20時点)を配布しておりますので参考にしてください。
- ◎Q&Aに掲載されていない内容で質問されたい項目がある場合は、質問事項を記入し、こども政策課までメールを送信してください。
- ◎いただいたご質問に対しては、取りまとめたうえで、メール又は市ホームページへの公開で回答します。

## 参考

こども誰でも通園制度について(こども家庭庁ホームページ)

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen>

以下の資料を中心にご確認ください、ご参考にしてください。  
全てこども家庭庁ホームページに掲載されております。



- ・ こども誰でも通園制度の実施に関する手引き
- ・ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施について
- ・ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて
- ・ 乳児等通園支援事業の認可等について